

一般社団法人オダックス・ジャパン運営規約

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人オダックス・ジャパン（略称AJ）の定款第41条に基づき、会員の入退会、会費及びAJの運営並びに会員活動等の基本的な事項を定めることを目的とする。なお、本規約において使用する用語は、特段の定義がない限り定款と同じ意味を有する。

第2章 会員

第2条(会員の種別)

AJの会員の種別は、定款第5条に定める通り、正会員、準会員で構成する。

第3条(資格要件)

会員の資格要件は以下の通りとする。

- (1) 正会員 AJの目的に賛同し、所定の入会手続きを行い理事会で承認され、AJの運営に参画する個人、法人及び団体
- (2) 準会員 AJの目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、AJの活動に参画する満20歳以上の個人

第4条(入会申込)

入会を希望するものは、以下の方法により申込みものとする。

- (1) 正会員 本規約第19条に規定する必要事項を了承のうえ入会について会長に申請し、理事会の承認を得なければならない。入会を承認された者は所定の入会金の支払と同時に正会員となる。
- (2) 準会員 AJウェブサイト記載の所定の手続きで入会について申請し、入会金の支払と同時に準会員となる。

第5条(入会金)

入会金は以下の通りとし、AJへ支払う。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 準会員 1,000円

第6条(会費)

年会費は以下の通りとし、AJへ支払う。

- (1) 正会員 その年の1月1日から12月31日までに主催するBRM、Fleche Japon、SR600等（以

下これらを「ACP/RM認定ブルベ」という)の開催、およびAJが提供するメダル、ブルベカードの数量を対象に算出した合計金額とし、年末までに支払を完了する。なお、主催するACP/RM認定ブルベがなく、かつメダル、ブルベカードの提供を受けない正会員については0円とする。

- ・ ACP/RM認定ブルベの開催について、エントリー数×300円
- ・ メダル代はACPの設定価格を、その年の11月最初のユーロ円相場の終値(TTS)を参考に計算し、100円未満の端数を切り上げて決定する。
- ・ AJが作成したブルベカード1枚につき16円

(2) 準会員 0円

第7条(会員資格の喪失)

以下の各号の一つに該当するに至った者は、その資格を喪失する。

- 1) 会費を納入せず、督促後も然るべき期限までに支払をしなかったとき
- 2) 会員たる個人が死亡したとき
- 3) 会員たる法人または団体が解散または倒産したとき

第8条(退会)

正会員は所定の手続により任意に退会することが出来る。

- (1) 正会員 正会員は会長に申請することにより、理事会への報告を経て退会することができる。
- (2) 準会員 準会員はAJウェブサイト所定の手続により、退会することができる。

第9条(拠出金品の不返還)

既納の入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員ほか

第10条(会長)

ACP Representative

1) ACPは実在する個人であるACP Representativeに対し、指定した地域内で開催されるACP/RM認定ブルベの管理監督を委任している。これは世界的ルールである。

日本におけるACP Representativeには、AJ会長が自動的に就任する。

AJ会長はACP Representative就任に際し、いかなる理由であれ会長を退任する際にはACP Representativeも自動的にかつ同時に退任する旨の念書を理事会宛に差し出すものとする。

- 2) 会長は、日本国においてACPに直接連絡できる唯一の窓口である。
- 3) 会長は、営利目的のためにACP/RM認定ブルベを奨励し、主催してはならず、他の営利団体と協力、提携をしてはならない。

また、主催クラブをはじめ関係者にこれらのことを許してはならない。

4) 会長は、日本国においてACP/RM認定ブルベが正しく運営、実施されていることをACPに保証する責任を負う。

オダックス・ジャパン会長

1) 会長は日常業務を執行するとともに、AJの業務すべてを指揮し統括する。

2) 会長は、主催クラブに対して1年に最低2回BRMを開催し、またPBP開催年には全BRMシリーズ(200、300、400、600km)を開催するように支援する。

3) 会長は、最新のACP/RMのルール、ブルベカードなど、ACP/RM認定ブルベの円滑な運営のために必要な文書資料類を主催クラブに提供する。

4) 会長は、コンピュータによる申し込みシステムを提供する責任を持つ。ただし、そのシステムを利用するかどうかは主催クラブの自由である。

5) 会長は、日本国内で開催されるACP/RM認定ブルベをカバーする主催者保険に加入する。

6) 会長は、主催クラブ代表を兼任できない。

第11条(会長の資格)

会長となる者は、理事または正会員として1年以上AJの運営に参加した経験があることを要する。

第12条(副会長)

(1) 副会長は、会長がその使命を完遂出来るよう補佐する。

(2) 会長に事故あるとき、または会長が解任されたときは、後任の会長が選任されるまでの間、副会長がその職務を代行する。

(3) 副会長は、主催クラブ代表を兼任しても構わない。

第13条(顧問)

会長は顧問を委嘱することができる。顧問はAJの運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。

第14条(ACP Representative補佐、事務局員)

(1) 会長は、ACP RepresentativeとしてACPとの連絡窓口を務めるにあたり、それを補佐するものとしてACP Representative補佐を選任することができる。

(2) 会長は、AJの広報、会員管理、走行記録管理、会計等の事務を執行するものとして、事務局員を選任することができる。

第15条(報酬)

理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員、会員は無報酬とする。

第4章 規約の改正

第16条(規約の改正)

本規約の改定は、理事会の決議により行うものとする。

第5章 主催クラブ

第17条(主催クラブ)

ACP/RM認定ブルベ、および練習走行会の運営は正会員たる主催クラブが行う。

- 1) 主催クラブはAJがACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたBRM/AJ規定、Fleche Japon規定、シューペル・ランドネ/AJ規定（以下、これらを「AJ規定」という。）に従って主催しなければならない。
- 2) 主催クラブは、営利目的のためにACP/RM認定ブルベを奨励し主催してはならず、ACP/RM認定ブルベを奨励し主催するために他の営利団体と協力、提携をしてはならない。
- 3) 主催クラブの名称は、企業名など営利目的の名称を含んではならない。主催クラブの名称については理事会の審査の上で承認される。
- 4) 主催クラブは、特定距離のBRMの開催のみを目的としてはならず、全BRMシリーズ(200、300、400、600km)の開催に努めなければならない。
- 5) 主催クラブは、独自にウェブサイトを作りACP/RM認定ブルベ開催情報を公開しなければならない。主催者はAJとメール連絡する環境を整えなければならない。
- 6) 主催クラブはその名称を用いてレースを主催してはならない。

第18条(主催者)

主催者は各主催クラブ代表とする。

第19条(主催クラブの資格)

ACP/RM認定ブルベ、の主催はAJがACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたAJ規定の遵守を条件に、他のクラブや団体、連盟への所属の有無に関わらず、運営できる。

- 1) 主催クラブとなる者は、ACP/RM認定ブルベの主旨を理解し、主催の意思のある者でなければならない。
- 2) 主催クラブは、600km以上のBRMを完走した経験を持つ代表1名、同じく副代表1名以上を置かなければならない。

新たに主催クラブとなる者が、この条件を満たすことが困難な場合は理事会の審議、承認の上、一定期間の例外が認められる。例外が認められた場合は、できるだけ速やかに満たさなければならない。一定期限までに満たせないときは主催クラブの承認を取り消されることがある。

取り消された場合でも、その後条件を満たせば承認を受けることができる。

3) 主催クラブの代表・副代表は連帯して責任を持つものとし、代表に事故あるときは副代表が直ちに代表に就任し、次の副代表をできるだけ速やかに選任しなければならない。

第20条(新規主催クラブの承認)

新たにACP/RM認定ブルベの主催を希望するものは、会長に申請して、理事会の承認を受けなければならない。

- 1) 主催資格を満たす者は、AJ規定、主催者規則を理解し、その他必要事項を承知の上で、新たに正会員たる主催クラブとなることを会長に申請することができる。
- 2) 新たに主催クラブとなる者は、BRMを開催する前年において1回以上のAJ規定に準じた練習走行会を開催した上で、指定の期日までに翌年ACP/RM認定ブルベ開催のためのACP申請書類を提出しなければならない。ただし、会長が認めたときはACP申請書類提出後にAJ規定に準じた練習走行会を開催できる。この場合もACP/RM認定ブルベ開催前でなければならない。指定期日までにACP申請書類の提出がない場合は、新規主催申請を取り下げたものとみなす。
- 3) 会長は全正会員に対して、インターネットを利用した正会員メーリングリスト(ML)により、新たに主催申請した者の主催クラブとしての加盟につき意見を求め、正会員の意見を十分に踏まえた上で理事会にて可否を決議する。理事会が審査の上で承認した場合には、会長はACPに申請しなければならない。

第21条(規模)

主催クラブの規模や地域は問わない。

第6章 ACP/RM認定ブルベ

第22条(ルール)

BRM、Fleche JaponおよびSR600は、ACPの定める世界共通基準のルールに従って運営される。ただしAJは日本国内の社会事情を考慮した細則を設けることができ、この細則も遵守して運営されなければならない。細則は理事会によってとりまとめられ、施行される。

第23条(法令遵守)

参加者はAJ規定のうち、特に安全に関する規定に注意を払い、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

主催クラブは、指導に従わない参加者の認定をしないことができ、以後のACP/RM認定ブルベの参加を断ることもできる。

第24条(責任)

AJ会長(ACP Representative)ならびにAJは、ACP/RM認定ブルベ開催に関するあらゆる事故

等について、一切責任を負わない。

第7章雑則

第25条(機密保持)

理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員、会員は、その職務上知り得た情報を正当な理由無くして、漏洩し、または盗用してはならない。

附則

本規約は2017年1月1日をもって施行される。

【細則】

1. 会員総会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。
2. 会員総会に出席した理事、監事、顧問、ACP Representative補佐、事務局員、正会員には交通費（必要に応じて宿泊費）の実費を支給する。
3. ACP/RM認定ブルベへの参加条件
希望者は他のクラブや団体、連盟への所属に関わらず、以下の条件を満たせば参加できる。
BRM/AJ規定で定める損害賠償保険に加入、及び全責任を自分自身にて全うできる20歳以上の者。
4. 会長及び副会長は、AJの業務執行にあたり、インターネットを利用した正会員メーリングリスト(ML)で正会員に連絡し、あるいは意見を求めるものとし、理事会の決議にあたっては正会員の意見を十分に踏まえた上でこれを行う。